	七		
	抹消された登録の回復		
		漁港水面施設運営権に関する登録	
	八		九
漁港水面施設運営権の設定の登録			漁港水面施設運営権の移転の登録
ホ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	イ　令第三十六条第一号に掲げる者が申請するときは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第四十八条の規定による設定を受けたことを証する書面 ロ　漁港水面施設運営権の設定の一部を受けた者から法人の合併その他の一般承継により漁港水面施設運営権を取得した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継を証する書面（相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証するこれに準ずるものを含む。） ハ　令第三十六条第二号に掲げる者が申請するときは、漁港水面施設運営権を有することが確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する書面 ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ホ　漁港水面施設運営権水域図	申請人が令第三十六条各号に掲げる者のいずれであるか。	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

十				
設定の登録がされていない漁港水面施設運営権についてする処分の制限の登録				
十一				
漁港水面施設運営権の行使の停止若しくはその停止の解除の登録				
	抵当権に関する登録			
十二				
抵当権（根抵当権を除く。以下この項において同じ。）の設定の登録				
イ　令第四十条第一項各号に掲げる登録事項 ロ　一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定の登録をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項（当該事項が共同担保目録に掲げる場合には、当該共同担保目録の記号及び目録番号） (1)　漁港水面施設運営権の水域 (2)　漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設等活用事業の内容及び実施期間 (3)　順位事項				
十三				
根抵当権の設定の登録				
イ　令第四十条第一項第二号から第五号までに掲げる登録事項 ロ　令第四十条第二項各号に掲げる登録事項 ハ　民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨 ニ　一の漁港水面施設運営権を目的とする根抵当権の設定の登録又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする根抵当権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の漁港水面施設運営権を目的とする根抵当権の設定				
登録原因を証する書面				
イ　登録原因を証する書面 ロ　漁港水面施設運営権水域図				
登録原因を証する書面				